

# 研究開発力強化法に基づく人材活用等に関する方針

平成23年5月27日  
独立行政法人日本学術振興会

「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成20年法律第63号、以下「研究開発力強化法」という。）第24条に基づき、研究開発等の推進のため人材活用等に関する方針を定める。

## 1. 基本方針

独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という）は、学術の振興を目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関（ファンディングエージェンシー）として、科学技術基本計画など国の学術振興策を踏まえつつ、研究者の活動を安定的・継続的に支援するため、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の供給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことを目的とする。

本目的を達成するために、

- ・研究者の養成・学術研究への助成を通じて、若年研究者、女性研究者、外国人研究者等多様な人材がその能力を最大限に発揮できるよう支援
- ・研究者の意見を取り入れた制度運営
- ・振興会職員の専門性向上など人材育成・活用等の推進

を基本方針として定める。

## 2. 研究開発実施機関での取組みの支援

### （1）研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用に関する事項

- 大学院博士課程（後期）学生や博士の学位を有する者等のうち優れた研究能力を有する若手研究者に一定期間資金を支給し、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら生活の不安なく研究に専念できる環境を整備するため、特別研究員事業等を、計画的・継続的に推進する。
- 国際舞台で活躍できる世界レベルの研究者を育成するため、研究者個人への海外派遣に加え、研究機関の国際研究戦略に沿った研究者海外派遣など、組織的な研究者海外派遣の支援を計画的・継続的に推進する。

- 男女共同参画社会の形成の一環として、女性研究者の参画を促進するため、審査委員に積極的に女性を登用するとともに、出産・育児に配慮した取組を推進する。
- 多様な発想と経験を有する内外の研究者が我が国の大学等研究機関で切磋琢磨する研究環境を創出するため、次世代の研究を担う優秀な若手研究者や世界的研究業績を有する第一線の著名研究者等、様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者招致のための取組を推進する。
- 学術研究に対する幅広い助成を行うことにより、独創的かつ多様な基礎的研究を推進し、人類の知的資産の拡充、将来の学問及び社会の発展に寄与する。

(2) その他研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する重要事項

- 学術システム研究センターに研究経験を有する第一線級の研究者を配置し、人文・社会科学から自然科学に至る全ての学問領域をカバーする体制を整備する。センターは、学術振興策や学術動向に関する調査・研究、事業における審査・評価業務、業務全般に対する提案・助言等を行う。

3. 振興会職員の人材育成・活用等に関する取組み

振興会が推進する学術振興施策を円滑に且つ効率的、効果的に実施し、成果を最大化していくためには、振興会職員の果たす役割が重要であるため、以下のような取組みを実施する。

- 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、国内及び国外研修等を実施し、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。
- 大学をはじめ学術振興に関連する機関との人事交流を促進して、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の意識や能力に応じた適切な人事配置を行う。
- 職員の業績等の人事評価を定期的実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映することで、人材の効果的活用や職員の職務遂行能力・方法の向上を図る。

以上